

# 定 款

## 第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、有限会社 耕 佑 と称する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 農畜産物の生産販売

(2) 前号に掲げる農業に関連する事業であつて、次に掲げるもの

① 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工

② 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売

③ 農業生産に必要な資材の製造

④ 農作業の受託及び請負耕作

(3) 前2号の事業に附帯する事業

(本店所在地)

第3条 当会社は、本店を 宮城県栗原市 に置く。

(公告)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、130株とする。

(株券の不発行)

第6条 当会社は、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合においては当会社が承認したものとみなす。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第8条 当会社は、当会社の株式を相続その他の一般承継により取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第9条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者と、その取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録されている者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これを共同して当会社に提出しなければならない。ただし、法務省令で定める場合には、株式取得者が単独で請求できるものとする。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当会社の株式について質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の請求書に当事者が署名又は記名押印し、これを当会社に提出しなければならない。その変更、抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に係る定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。  
② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第13条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき同様とする。

### 第3章 株主総会

#### (招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。

#### (議長)

第15条 株主総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たる。社長たる取締役に事故があるときは他の取締役がこれに代わり、取締役の全員に事故があるときは出席株主の中から選任された者がこれに代わる。

#### (決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、総株主の半数以上であつて、当該株主の議決権の4分の3以上をもって行う。

#### (代理人)

第17条 株主は代理人によって議決権を行使することができる。ただし、この場合には総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。

② 代理人は当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ2名以上の代理人を選任することはできない。

#### (議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果等については、これを法務省令で定めるところにより記載又は記録した議事録を作成する。

### 第4章 取締役

#### (取締役の員数)

第19条 当会社は、取締役5名以内を置く。

(取締役の資格)

第20条 取締役は株主でなければならない。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任)

第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

② 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(代表取締役及び社長等)

第22条 取締役を複数名置くときは、内1名を代表取締役とし、取締役の互選において選定するものとする。

② 当会社を代表する取締役は、社長とする。

③ 当会社には、取締役会長及び必要に応じて顧問を置くことができる。

(取締役の報酬等)

第23条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第24条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第25条 当会社は、剰余金を株主総会の決議によって、毎事業年度末日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に配当する。

② 前項の剰余金の配当は、その支払提供の日から満3年を経過しても受領のないときは、当会社は支払いの義務を免れるものとする。

③ 未払いの剰余金の配当には利息をつけない。

## 第6章 附 則

(定款に定めのない事項)

第26条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

上記は、当会社の定款に相違ありません。

令和 3 年 2 月 1 日

宮城県栗原市一迫柳目字平沢 80 番地

有限会社 耕 佑

代表取締役 伊 藤 秀 太

